

奈良県告示第五百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

牛流行熱	イバラキ病	病 チユウザン	ルス感染症	アイノウイ	アカバネ病	ヨーネ病	病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
発生予察	発生予察	発生予察	発生予察	発生予察	発生予察	発生予防	ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適 当と認めたもの及び繁 殖の用に供し、又は供 する目的で飼育してい る肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、 予備的抗体検出法、リアル タイムP C R法及び補体結 合反応検査
認められたもの 牛で発生予察上適当と	牛で発生予察上適當と 認められたもの	牛で発生予察上適當と 認められたもの	牛で発生予察上適當と 認められたもの	牛で発生予察上適當と 認められたもの	牛で発生予察上適當と 認められたもの	牛で発生予察上適當と 認められたもの	アカバネ病	発生予察	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験
臨床検査及び中和試験	イバラキ病	発生予察	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験						

腐蛆病	ひな白痢	ザンフルエンザ病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥イノザン	高病原性鳥	痢	豚流行性下群	吸障害症候	豚繁殖・呼一病	オーエスキ	豚コレラ	血馬伝染性貧
発生予防	発生予防		発生予察	発生予防		発生予防	発生予防	発生予防	発生予察	発生予防
採蜜に供する蜜蜂で発と認めたもの	種鶏で発生予防上適当と認めたもの		認められたもの	鶏で発生予察上適当と認められたもの	豚で発生予防上適當と認められたもの	豚で発生予防上適當と認められたもの	豚で発生予防上適當と認められたもの	豚及び飼育されている猪で発生予防上適當と認められたもの	豚で発生予察上適當と認められたもの	輸入馬（肥育用馬を除く。）で発生予防上適當と認めたもの
肉眼的検査、脱脂乳による剖検及び細菌学的検査	臨床検査、急速凝集反応法、寒天ゲル内沈降反応法及びウイルス分離検査			臨床検査、酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応法及びウイルス分離検査	臨床検査及び中和試験	法	臨床検査及び酵素免疫測定	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験	臨床検査、酵素免疫測定法及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査

生予防上適當と認めたもの

試験及び細菌学的検査

伝達性海綿状脳症（牛）	伝達性海綿状脳症（山羊）	発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	もの
臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査	めん羊及び山羊で満二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査	臨床検査及び酵素免疫測定法	試験及び細菌学的検査

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日	病名	実施する区域	病名	実施する区域	病名	実施する区域
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	めん羊及び山羊で満二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査	伝達性海綿状脳症（牛）	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	生予防上適當と認めたもの	もの	生予防上適當と認めたもの	もの
発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの

牛流行熱	馬伝染性貧	血	豚コレラ	オーエスキ	一病	豚繁殖・呼 吸障害症候	群	痢	豚流行性下	高病原性鳥	病原性鳥イ ンザ及び低 ンザフルエン ザ	ひな白痢
県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで	県の全域	県の全域	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで
平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで	県の全域	県の全域	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三 月三十日まで								

腐蛆病

県の全域

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで

腐蛆病	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	県の全域
伝達性海綿状脳症（牛）	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	県の全域
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	県の全域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで	県の全域

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。